

室蘭市地域がつながる町内会ささえあい条例制定の件

室蘭市地域がつながる町内会ささえあい条例を次のように制定したい。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

室蘭市長 青 山 剛

室蘭市地域がつながる町内会ささえあい条例

私たちのまち室蘭では、地域の暮らしの中で築かれてきた文化や住民相互の交流が、世代を超えて受け継がれ、豊かな地域コミュニティが形成されてきました。

これまで町内会は、民主的な運営のもとに自主的に活動する団体として、長年にわたり地域コミュニティの中核としての役割を果たすとともに、行政の大切なパートナーとして、地域の課題等に協働で取り組み、安全で安心して快適に暮らすためのまちづくりを進めてきました。

しかし、近年では、少子高齢化、核家族化、人々の価値観及び生活形態の多様化等が進み、町内会への加入や町内会活動への参加は、減少傾向にあり、地域コミュニティの希薄化が危惧されています。

一方、近年発生している大災害を契機として、地域の絆が見直されており、顔の見える関係、人と人とのつながりを大切にしようとする意識が、地域の中で高まっています。

そこで、町内会、地域住民、関係団体及び市が町内会活動の重要性をあらためて共有し、互いに連携し、協働して、町内会の維持及び活動の活性化を促進することで、より豊かで明るく暮らしやすいまちを未来の世代に継承していくため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、町内会が地域において果たす役割の重要性を踏まえ、町内会の維持及び活動の活性化に関する基本理念を定め、町内会、地域住民及び関係団体の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、町内会の維持及び発展を図り、もって暮らしやすいまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

ろによる。

- (1) 町内会 本市の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された町内会、自治会等の団体をいう。
- (2) 町内会の連合体 複数の町内会により組織された地区連合町内会、市町内会連合会等の団体をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う企業その他の団体をいう。
- (4) 住宅関連事業者 事業者のうち、市内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理（これらの代理又は媒介を含む。）を業として行うものをいう。
- (5) 各種学校 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校をいう。
- (6) 市民活動団体 市民が主体となって、地域や社会の課題解決及び公益的な目的のために自発的・継続的に活動する非営利の団体をいう。
- (7) 関係団体 事業者、各種学校及び市民活動団体をいう。

(基本理念)

第3条 町内会の維持及び活動の活性化は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- (1) 町内会、地域住民、関係団体及び市は、等しく地域社会を構成する一員であるという意識を持ちながら、協働して地域のまちづくりに取り組むこと。
- (2) 町内会は地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるということを関係者が認識し、共有すること。
- (3) 町内会の活動は、地域住民の相互理解と交流に基づき、多様な価値観と自主性を尊重しながら、互いに協力して自主的に行われるものであること。

(町内会等の役割)

第4条 町内会は、地域的な共同活動を通じ、地域住民が相互に助け合い、支え合いながら、暮らしやすい地域コミュニティの維持及び形成に努めるものとする。

- 2 町内会は、その活動に対する地域住民の理解を深めるとともに、その活動への参加を促すため、その活動状況及び運営に関する情報の積極的な提供、公開等により、誰もが参加しやすい開かれた運営に努めるものとする。
- 3 町内会は、地域住民の多様な価値観及び自主性を最大限に尊重し、その活動への参加又は加入しやすい環境を整えるよう努めるものとする。
- 4 町内会は、その活動を補い合い又は深めるため、必要に応じて、町内会の連合体、他の町内会、地域でまちづくり活動を行う諸団体及び事業者と連携するよう努めるものとする。
- 5 町内会の連合体は、町内会によるまちづくり活動を円滑に進めるため、必要に応じて、市、地域でまちづくり活動を行う諸団体及び事業者と調整等を行うよう努め

るものとする。

- 6 町内会の連合体は、町内会の意見を踏まえ、必要に応じて、町内会の維持及び活動の活性化に資する意見を市に伝えるよう努めるものとする。

（地域住民の役割）

第5条 地域住民は、地域社会を構成する一員であることを認識し、地域活動における町内会の意義及び重要性について理解と関心を深め、町内会の活動への参加及び協力に努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、地域活動における町内会の意義及び重要性について理解と関心を深め、その事業内容及び特性に応じ、町内会の活動への参加及び協力に努めるものとする。

（住宅関連事業者等の役割）

第7条 住宅関連事業者は、市内の住宅に入居しようとする者に対して、地域の実情に応じて、町内会への自発的な加入又は町内会の自主的な設立に資する情報の提供に努めるものとする。

- 2 住宅の賃貸又は管理を行う事業者は、市内の住宅に入居している者に対して、地域の実情に応じて、町内会への自発的な加入に資する情報の提供に努めるものとする。

- 3 住宅関連事業者及びその関連団体は、町内会の維持及び活動の活性化に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

（各種学校の役割）

第8条 市内の各種学校は、児童、生徒及び学生並びに保護者が町内会への理解と関心を深め、町内会の活動に参加及び協力するための機会を設けるよう努めるものとする。

（市民活動団体の役割）

第9条 市民活動団体は、地域活動における町内会の意義及び重要性について理解と関心を深め、その活動内容及び特性に応じ、町内会の活動に積極的に参加及び協力し、協働して地域活動に取り組むよう努めるものとする。

（市の責務）

第10条 市は、地域活動における町内会の意義及び重要性に鑑み、町内会の維持及び活動の活性化を進めるために必要な施策を実施するものとする。

- 2 市は、施策、事業等の実施に当たり、町内会に協力を依頼する場合においては、関係部局間の連携に努め、町内会の負担が過重なものとならないよう十分に配慮するものとする。

- 3 市は、職員が積極的に町内会の活動に参加することを促進するため、必要な措置

を講ずるよう努めるものとする。

（推進体制の整備）

第11条 市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を推進するため、町内会及び関係団体が連携し、具体的な取り組みについて検討を行う体制を整備するものとする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

町内会の維持及び発展を図り、もって暮らしやすいまちの実現に寄与することを目的として、町内会活動の重要性を広く共有するとともに、町内会、地域住民及び関係団体の役割並びに市の責務を明らかにし、町内会の維持及び活動の活性化を促進するため、本案を提出する。